

協議事項 1 期間限定 小循環線バスルートの変更について

令和4年7月から9月に開催される岡山デスティネーションキャンペーンのイベントのうち、観光列車「あめつち」及び「SAKU美SAKU楽」の運行に合わせてごんごバス小循環線の運行便の一部を変更し、利用者の利便性向上につなげるもの。

運行日

令和4年7月31日(日)、8月6日(土)、8月13日(土)の計3日間

ルート及び運行時間

津山まなびの鉄道館と津山駅の間を運行（別紙参照）

効果目標

述べ乗車数120人を目標設定

(1便あたり20名乗車×2便×3日間=120人)

その他

- ① ルート変更期間中に利用促進活動として、あめつちおもてなしイベントの開催
津山市のふるさと納税事業と連携して、「あめつち」「SAKU美SAKU楽」の利用者及び鉄道等に興味のある観光客・市民に対し、公共交通利用促進グッズの配布とふるさと納税商品の紹介、試食会などを実施。



《 別 紙 》

【時刻表案】

津山まなびの鉄道館～津山駅		津山駅～津山まなびの鉄道館方面	
津山まなびの鉄道館	津山駅 ①のりば	津山駅 ①のりば	津山まなびの鉄道館
12 : 20	12 : 23	11 : 20	11 : 23



表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表 7 及び別表 9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等との 接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表 7 のみ)
津山市	中鉄北部バス 株式会社	(1) 津山西循環	津山駅	プラ ント5	津山駅	往 25.3km 循環	365日	2,187.0回		路線定期	①	①：補助対象地域間幹線 系統 中鉄北部バス(株) 津山・行方線 接続バス停：津山駅（乗 り継ぎに適したダイヤ設 定）	③
		(2) マルナカ西循環	マルナ カ院庄 店	津山駅	マルナ カ院庄 店	往 16.6km 循環	365日	1,457.0回		路線定期	①	〃	③
		(3) 津山小循環	津山駅	志戸部	津山駅	往 18.5km 循環	357日	2,491.0回		路線定期	①	〃	③
		(4) 加茂支所	イオン 津山店	加茂支所	めぐみ 荘	往 22.7km 復 22.8km	365日	1,095.0回		路線定期	①	①：補助対象地域間幹線 系統 中鉄北部バス(株) 津山・行方線 接続バス停：イオン津山 店（乗り継ぎに適したダ イヤ設定）	③
		(5) 勝北支所	イオン 津山店	勝北支所	新野桜 橋	往 31.0km 復 31.1km	261日	780.0回		路線定期	①	〃	③
		(6) (奥) 勝北支所	イオン 津山店	勝北支所	奥津川	往 38.9km 復 39.0km	103日	309.0回		路線定期	①	〃	③
		(7) 津山東循環	津山駅	イオン 津山店	津山駅	往 18.7km 循環	365日	6,553.0回		路線定期	①	①：補助対象地域間幹線 系統 中鉄北部バス(株) 津山・行方線 接続バス停：津山駅、イ オン津山店（乗り継ぎに 適したダイヤ設定）	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表 9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

津山市地域公共交通会議

会長 桑村 功士 様

津山市長 谷 口 圭 三



津山圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員の推薦について（お願い）

小暑の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から本市の市政運営に対しまして、格別の御高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、我が国では人口減少、少子高齢化が急速に進んでいます。本市においては、将来の地域を担う若者の人口流出が顕著となっており、喫緊の課題となっています。

この直面する人口減少社会に的確に対応していくためには、各自治体の取組だけでなく、暮らしや経済のつながりの強い地域が連携し、魅力ある圏域づくりによって地域内への定住や地域外からの移住・交流の拡大に取り組んでいくことが不可欠です。

このことから、本市を中心に生活圏としての結びつきが強い、津山圏域の5町（鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町）では、人口流出を食い止め、圏域全体の自立的発展と、人が集い安心して暮らせる共存共栄の地域社会を実現するための枠組みである「定住自立圏」を平成28年度に形成いたしました。

あわせて、津山圏域定住自立圏における具体的な取組みを示す「共生ビジョン」の策定にあたり、関係機関の皆様から広く御意見を賜る場として、津山圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置しております。

この度、令和4年度の連携事業の進捗状況及び今後の連携施策に御意見を賜りたく、津山圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催いたします。

つきましては、関係機関及び関係団体より、下記のとおり委員の御推薦をいただきたく、格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 委嘱予定期間 委嘱日から令和7年3月31日まで
令和4年度の懇談会は、令和4年8月に開催を予定しています。
- 2 謝礼等 懇談会出席1回につき4,000円（書面開催の場合は0円）
- 3 推薦書 同封しております推薦書を御確認いただき、令和4年7月25日までに返信用封筒で下記までお送りください。
- 4 貴団体推薦委員名（前委員） 中山 昌昭 様

【お問い合わせ・推薦書提出先】

〒708-8501 津山市山北520

津山市企画財政部みらいビジョン戦略室（担当）真木

TEL 0868-32-2027 FAX 0868-32-2152

津山圏域定住自立圏の取組について



津山圏域定住自立圏とは

津山圏域定住自立圏（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町及び美咲町）は、暮らしや経済の結びつきが強い津山圏域が、それぞれのまちの魅力や特徴を活かした役割分担のもと連携・協力することで、圏域全体の暮らしを支え、人口減少に歯止めをかけることを目的に形成したもので、平成29年3月に津山圏域定住自立圏共生ビジョンを策定し、平成29年度から津山圏域の活性化につながる事業に連携して取り組んでいる。

具体的な取組例

子育て支援の充実

- まちなか子育て支援拠点事業
- 病児保育事業 等

地域内就業の促進

- 津山圏域内企業の合同説明会及び就職面接会の開催
- オープンファクトリー開催事業 等

移住定住促進

- 「移住・定住相談会」の開催
- 移住定住の情報発信
- 結婚支援事業 等

連携して取り組む施策

連携分野	連携施策	連携分野	連携施策
医療	健康増進事業の推進	環境	環境保全活動の推進
福祉	子育て支援の充実 高齢者支援体制の推進 障害者（児）支援体制の推進	男女共同参画	男女共同参画の推進
教育	特別支援教育の支援体制の充実 不登校児童生徒支援の推進	生涯学習	生涯学習活動の推進
産業振興 雇用	圏域内企業への連携支援 若者をはじめとした地域内就業の促進 圏域観光の振興 圏域農業の振興 美作材需要拡大の促進 有害鳥獣被害防止対策	地域公共交通	圏域公共交通ネットワークの充実
防災	圏域防災力の強化	道路等の交通インフラ	圏域をつなぐ道路ネットワークの形成
		地域内外の住民との交流・移住促進	圏域内への移住定住の促進
		その他	オープンデータ化の推進
		職員等の交流	市町職員研修の共同実施

津山圏域定住自立圏共生ビジョン

定住自立圏共生ビジョンとは、国の定める定住自立圏構想推進要綱及び1市5町間で締結した定住自立圏形成協定に基づき、津山圏域が連携・協力して、それぞれの地域の魅力や資源を活かした活性化と生活基盤の充実と愛着・誇り、魅力にあふれた地域に住み続けたいと感じられる、圏域の形成と発展を目指すための具体的な取組を示すもの。

【計画期間】津山圏域定住自立圏共生ビジョン：平成29年度から令和3年度まで（5年間）
津山圏域定住自立圏第2期共生ビジョン：令和4年度から令和8年度まで（5年間）

定住自立圏共生ビジョン懇談会

津山圏域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、津山圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置している。

【懇談会委員】

津山市医師会、津山市民生児童委員連合協議会、津山市小中学校長会、津山商工会議所、作州津山商工会、津山市観光協会、津山市地域公共交通会議、美作大学、津山市消防団、美作県民局地域づくり推進課、津山青年会議所、5町推薦委員

【令和4年度の懇談会開催について】

- ・令和3年度の事業進捗の確認
- ・令和4年度以降の事業実施に向けた意見聴取

協議事項 3 (美作市営バス (勝田バス・英田バス))

美作安全第202号
令和4年7月4日

津山市長 谷口圭三様

美作市長 萩原誠司



自家用有償旅客運送更新登録申請に伴う合意について

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいため、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

協議(合意)の内容

1. 運送主体

名 称 美作市
住 所 岡山県美作市栄町38-2
代表者の氏名 美作市長 萩原誠司

2. 自家用有償旅客運送の種類

交通空白輸送

3. 路線(交通空白輸送に係るもの)

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	美作市梶並87-2	津山中央病院	津山市林田1200	35.1
2	美作市真加部11	津山中央病院	津山市横山14-31	23.5
3	津山市横山14-31	津山中央病院	美作市梶並87-2	33.0
4	美作市梶並87-2		津山市横山14-31	30.6
5	津山市林田1200		美作市梶並87-2	32.7
6	美作市福本810-2	津山市内	美作市福本810-2	64.6

※別紙 資料1「美作市営バス路線網図」

4. 事務所(支所)の名称及び位置

事務所(支所)の名称	位 置
勝田総合支所	岡山県美作市真加部1616
英田総合支所	岡山県美作市福本810-2

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所（支所）の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バス	普通自動車	小 計	養老車 (軽)	車いす車 (軽)	高齢者 (軽)	障がい者 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
勝田総合支所	2		2							2
英田総合支所	2		2							2

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6. 路線ごとの対価の額及び運行時刻

勝田バスの対価、運行時刻は、別紙資料2「勝田バス時刻表・対価表」のとおりとし、英田バスの対価、運行時刻は、別紙資料3「英田バス時刻表・対価表」のとおりとする。

また、減免措置については、別紙資料4「使用料の減免措置内訳表」のとおりとする。

7. 津山市内の停留所及び運行形態

(1) 勝田バス

①停留所

野田 - 田熊 - 八ヶ原 - 清龍寺前 - 河面 - 浜崎橋 - 高野農協前
- 押入中 - 河辺北 - 津山インター - 津山中央病院 - 河辺西 - 新兼
田橋 - 東津山 - 松原向 - 天神橋 - 中之町 - 伏見町 - 津山駅北口
広場 - 大手町 - 山北 - 市役所西 - 津山東高口

②運行形態

- ・路線内はすべてドアオープン運行
- ・中鉄バスとの定期券及び回数券の相互利用を実施

(2) 英田バス

①停留所

作陽高校前 - 農協会館前 - 大手町 - 津山東高前 - 津山市役所前 - 美
作大学前 - 津山高専前 - 津山中央病院 - イオン津山店前

②運行形態

- ・路線内はすべて、行きは降車のみ、帰りは乗車のためのドアクローズ運行

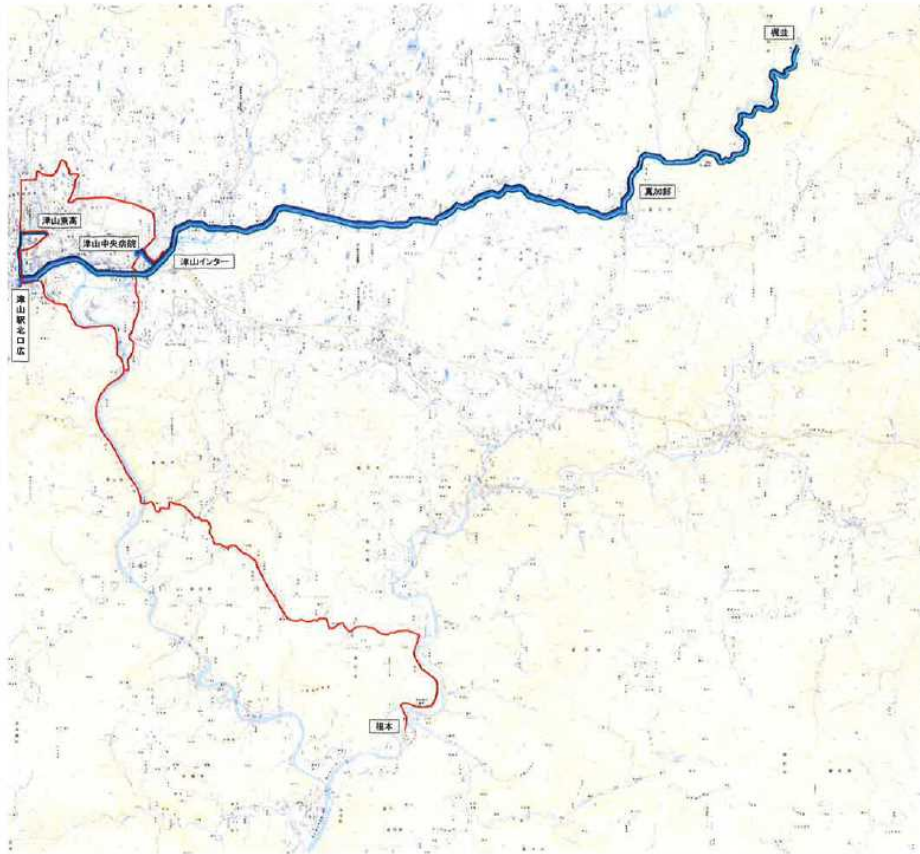
8. その他

<参考資料: 令和元年度～令和3年度津山行き美作市営バスの利用者数> (単位: 人)

年度	バス	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	合計
元	勝田	1,304	1,393	1,426	1,410	1,020	1,421	1,489	1,429	1,209	1,110	883	391	14,485	20,876
	英田	503	570	616	586	364	603	720	654	535	561	412	267	6,391	
2	勝田	746	327	1,693	1,650	1,219	1,556	1,651	1,349	1,252	1,066	1,081	800	14,390	20,132
	英田	541	252	568	562	419	553	656	427	512	447	442	363	5,742	
3	勝田	1,245	1,179	1,476	1,194	817	1,295	1,454	1,467	1,298	997	998	764	14,184	22,623
	英田	680	717	877	756	506	811	832	844	723	616	571	506	8,439	

資料 1

美作市営バス路線網図



- 美作市営勝田バス路線（系統1：美作市駅並～津山市林田）
- 美作市営勝田バス路線（系統2：美作市真加部～津山広域バスセンター）
- 美作市営勝田バス路線（系統3：津山広域バスセンター～美作市駅並）
- 美作市営勝田バス路線（系統4：美作市駅並～津山広域バスセンター）
- 美作市営勝田バス路線（系統5：津山市林田～美作市駅並）
- 美作市営英田バス路線（美作市福本～津山市内～美作市福本）

●使用料の減免措置内訳表

対象者の区分	減免の別	減免の率
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、使用料を納付する際に当該手帳を提示した者及びその付添人	減額	普通使用料の額の50パーセント
療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、使用料を納付する際に当該手帳を提示した者及びその付添人	減額	普通使用料の額の50パーセント
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により写真付きの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、使用料を納付する際に当該手帳を提示した者及びその付添人	減額	普通使用料の額の50パーセント
65歳以上の者で運転免許証を自主返納し運転経歴証明書又は岡山県警発行のおかやま愛カードの交付を受けている者で、使用料を納付する際に当該証明書又はカードを提示した者	減額	普通使用料の額の50パーセント
美作市シルバーカード交付事業実施要綱（平成18年美作市告示第78号）によりカードの交付を受けている者で、使用料を納付する際に当該カードを提示した者	減額	普通使用料の額の50パーセント

備考

- 1 2以上の要件に該当する者がある場合は、重複して使用料の減額は行わない。
- 2 定期乗車券又は回数乗車券を購入する場合には、申請時に身体障害者手帳、療育手帳、写真付き精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、おかやま愛カード又は美作市シルバーカードを提示し、使用料の割引を受けるものとする。
- 3 減額が適用される場合の使用料の額に、10円未満の端数が生じた場合は、10円単位に切り上げる。

協議事項 3（美作市営バス（勝田バス・英田バス））

美作市営勝田バス（梶並～津山市内線）時刻表・対価表

資料 2

■ 樗並発津山行

梶 並	梶 口	久賀 ダム	久賀 上	久賀 下	河 合	余野 上	余野 中	余野 下	観音 堂	真加 郡上	真加 郡下	茶ヶ 池	馬 橋	石生 坂上	石 生	中石 生	下石 生	楠月 東	堀 池	鍬 峠	大 谷	楠月 西	田 中	野 田	田 熊	ハヶ 原	清龍 寺前	河 面	浜崎 橋	高野 農協前	押入 中	河辺 北	津山 インテ ー	津山 中央病 院	河辺 西
6:35	6:37	6:40	6:42	6:43	6:45	6:47	6:48	6:49	6:50	6:53	6:54	6:56	6:57	6:58	6:59	7:00	7:02	7:03	7:04	7:05	7:06	7:07	7:08	7:09	7:11	7:12	7:13	7:14	7:15	7:16	7:17	7:18	7:19	7:25	7:30
									9:12	9:13	9:14	9:16	9:17	9:18	9:19	9:20	9:22	9:23	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:31	9:32	9:33	9:34	9:35	9:36	9:37	9:38	9:39	9:45	9:50
14:37	14:39	14:42	14:44	14:45	14:47	14:49	14:50	14:51	14:52	14:53	14:54	14:56	14:57	14:58	14:59	15:00	15:02	15:03	15:04	15:05	15:06	15:07	15:08	15:09	15:11	15:12	15:13	15:14	15:15	15:16	15:17	15:18	15:19	—	15:20
17:20	17:22	17:25	17:27	17:28	17:30	17:32	17:33	17:34	17:35	17:36	17:37	17:39	17:40	17:41	17:42	17:43	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:51	17:52	17:54	17:55	17:56	17:57	17:58	17:59	18:00	18:01	18:02	—	18:03

■津山發掘並行

津山東高口	市役所西	山北	大手町	津山駅北口広場	伏見町	中之町	天神橋	松原向	東津山	新築田橋	河辺西	津山中中央病院	津山インター	河辺北	押入中	高野農協前	浜崎橋	河面	清龍寺前	八ヶ原	田熊	野田	田中
16:05	16:10	16:10	16:16	-	12:48 16:20	12:50 16:22	12:51 16:23	12:52 16:24	12:53 16:25	12:54 16:26	12:55 16:27	13:00 -	13:06 16:28	13:07 16:29	13:08 16:30	13:09 16:31	13:10 16:32	13:11 16:33	13:12 16:34	13:13 16:35	13:14 16:36	13:16 16:38	13:17 16:39
18:45	18:50	18:50	18:56	-	19:00	19:02	19:03	19:04	19:05	19:06	19:07	-	19:08	19:09	19:10	19:11	19:12	19:13	19:14	19:15	19:16	19:18	19:19

植月西	大谷	鍬 峠	堀 池	植月東	下石生	中石生	石生	石生坂上	馬橋	茶ヶ池	真加部下	真加部上	観音堂	余野下	余野中	余野上	河合	久賀下	久賀上	久賀ダム	樋口	横並
13:18 16:40	13:19 16:41	13:20 16:42	13:21 16:43	13:22 16:44	13:23 16:45	13:25 16:47	13:26 16:48	13:27 16:49	13:28 16:50	13:29 16:51	13:31 16:53	13:32 16:54	13:33 16:55	13:34 16:56	13:35 16:57	13:36 16:58	13:38 17:00	13:40 17:02	13:41 17:03	13:43 17:05	13:46 17:08	13:48 17:10
19:20	19:21	19:22	19:23	19:24	19:25	19:27	19:28	19:29	19:30	19:31	19:33	19:34	19:35	19:36	19:37	19:38	19:40	19:42	19:43	19:45	19:48	19:50

運休日：日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）
暴風雪や豪雨など運行に支障をきたすと推測される場合

※定期養料金

☆通学定期	1ヶ月：普通料金の往復×25×40%
	3ヶ月：1ヶ月の定期料金×3×95%
☆通勤定期	1ヶ月：普通料金の往復×25×60%
	3ヶ月：1ヶ月の定期料金×3×95%

※販売所 勝田総合支所

[illegible]

●美作市営英田バス（津山線）時刻表・対価表

資料 3

■福本発津山行

[illegible]

■津山發福本行

津山駅前 イオン	津山中央 病院前	津山高専前	美作大学前	津山市役所前	津山東高前	大手町	農協会館前	作陽高校前	城田	名杭	下山	鳥淵	尾谷橋	英田青野上	英田青野下	谷口橋	小原	福本
	8:21	-	-	-	-	-	-	-	8:47	8:48	8:52	8:53	8:54	8:56	8:56	8:57	8:58	9:00
12:53	13:00	13:15	13:21	13:23	13:26	13:29	13:31	13:32	13:54	13:55	13:59	14:00	14:01	14:03	14:03	14:04	14:05	14:07
16:08	16:15	16:30	16:36	16:38	16:41	16:44	16:46	16:47	17:09	17:10	17:14	17:15	17:16	17:18	17:18	17:19	17:20	17:22
18:43	18:50	19:05	19:11	19:13	19:16	19:19	19:21	19:22	19:44	19:45	19:49	19:50	19:51	19:53	19:53	19:54	19:55	19:57

[illegible]

○運賃について

- ・小人(小学生)は半額
- ・シルバーカード、
おかやま愛カード、
障害者手帳
を提示した方は半額

○運休日について

日曜日、
年末年始
(12月29日～1月3日)
暴風雪や豪雨など
運行に支障を来すと
推測される場合

※定期券料金

☆通学定期	1ヶ月：普通料金の往復×2.5×6.0%
	3ヶ月：普通料金の往復×7.5×5.5%
☆通勤定期	1ヶ月：普通料金の往復×2.5×7.0%
	3ヶ月：普通料金の往復×7.5×6.5%

※販売場所 英田総合支所

津山市公共交通等事業者支援助成金

津山市では、新型コロナウイルス感染症による移動自粛及びウクライナ情勢に起因する原油価格・物価の高騰により深刻な影響を受けている市内の公共交通等事業者（バス・タクシー・福祉タクシー・自動車運転代行）の皆さんに、感染対策を図り、運行を継続していただくため、助成金を交付します。

① 対象

市内に本社又は営業所等を有する「旅客自動車運送事業者」「自動車運転代行事業者」
(バス事業者、タクシー事業者、福祉タクシー事業者、自動車運転代行事業者)

② 要件

- (1) 市内に本社又は営業所等を有するバス事業者、タクシー事業者、福祉タクシー事業者若しくは自動車運転代行事業者
- (2) 公共交通等事業を引き続き継続する意思がある者

③ 助成額

【基礎配分額】と【台数配分額】の合計額を交付します。（ただし、上限**100万円**）

【基礎配分額】

- | | |
|--|--------|
| (1) 市内に本社を置き、市内の営業所等の 車両登録が10台以上 ある者
又は 市内の路線バス事業 を営んでいる者 | … 40万円 |
| (2) 市内に本社を置き、市内の営業所等の 車両登録が10台未満 の者 | … 20万円 |
| (3) 市内に営業所等 を置き、市内の営業所等に車両登録がある者 | … 10万円 |

【台数配分額】

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 登録している バス1台につき | … 3万円 |
| (2) 登録している タクシー・福祉タクシー1台につき | … 1万円 |
| (3) 登録している 随伴用自動車1台につき | … 1万円 |

④ 申請に必要な書類

- (1) 津山市公共交通等事業者支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 企業概要書（様式第2号）
- (3) 運送事業に関する許可証又は認定証の写し（営業許可証等）
- (4) 登録車両一覧（様式第3号）
- (5) 登録車両の車検証の写し（基準日（令和4年7月1日）現在に有効なもの）

⑤ 申請期間

令和4年7月1日（金曜日）～令和4年11月30日（水曜日）まで



⑥ 申請先・問い合わせ先

津山市役所産業経済部商業・交通政策課 公共交通担当
〒708-8501 津山市山北520（東庁舎2階） TEL(0868) 32-2075
※受付・問い合わせは、平日の開庁時間（8:30～17:15）です。

